

5 福福第 5 4 8 号
令和 5 年 5 月 1 日

福津市監査委員 灘谷 和徳 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 原崎 智仁
(健康福祉部 福祉課)

令和 4 年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により報告された、令和 4 年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第 1 4 項の規定に基づき通知いたします。

定例監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(福祉課)

定例監査実施日：令和4年11月11日

監査対象年度：令和3年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 生活保護費返還金について</p> <p>生活保護法第63条、第78条に基づく生活保護費返還金については、収入未収額が高止まりしている状況である。生活保護費返還金はその性質上、徴収がかなり困難であることは十分理解できる。しかしながら、未収額縮減に向けた取り組みや新たな未収額発生の抑制を行わなければならない。よって、年間スケジュールと処理フロー図の作成を行い、収納業務を適正化するよう努められたい。</p>	<p>(1) 生活保護費返還金について</p> <p>未収額縮減に向けた取り組み及び新たな未収額発生の抑制のための年間スケジュール及び処理フロー図を作成しました。</p> <p>なお、内容については下記のとおりです。</p> <p>未収額縮減に向けた取り組み</p> <p>未収額縮減に向けた取り組みとしては、分割納付を承認したものの納付がなされない世帯を洗い出し、督促を行います。督促を行っても納付がなされない世帯に対しては、必要に応じて、文書催告、電話催告等を行います。特に悪質と思われる場合等においては、世帯訪問を行い、納付を求めます。</p> <p>新たな未収額発生の抑制</p> <p>新たな未収額の主な発生原因としては、収入があったにもかかわらず受給者が収入申告を行わず、その収入を消費したことにより、後から福祉事務所が収入の事実を把握した際に一括返納ができないことにあります。</p> <p>このため新たな未収額発生の抑制には、世帯の収入状況を適切に把握し、収入を消費する前に返還させることが重要となります。</p> <p>具体的には、年金収入、就労収入、その他の収入に分けて、抑制に取り組めます。</p> <p>年金収入については、年金の加入状況を把握し、年度中に年齢到達により年金を受給する者を年度当初に洗い出し、対象者に対して、誕生日を迎える前に受給手続き及び収入申告を指導します。また、既に年齢到達し受給権がある者に対しては、速やかに受給手続き及び収入</p>

申告を指導します。

就労収入については、稼働能力があるにもかかわらず働いていない者の生活実態を訪問等により調査し、隠れて就労している可能性について考察します。隠れて就労している可能性があるると認められる場合は聞き取り等の調査を行います。

また、年金収入、就労収入については、1年前のデータになりますが課税調査を実施します。6月に課税調査を実施し、調査結果と収入認定状況の突合を行い、過不足がないか確認をします。過不足がある世帯については過不足が発生した理由を確認し、申告漏れや不正受給の場合には、聞き取り調査を行います。

その他の収入については、主なものとして生命保険の入院給付金等が考えられます。入院については、受給者や医療機関から連絡が入るため状況の把握は比較的容易ですが、生命保険の加入状況が十分に把握できておらず、費消後に判明するケースがあることから、現在、加入状況の把握に取り組んでいるところです。また、医療扶助認定調書に生命保険の加入状況について記載する欄を新たに設け、保険給付の受給可能性が容易に把握できるよう、既に改善を行っています。今後は保険給付理由を速やかに把握し、保険給付金の受給手続き及び収入申告を指導します。